

定期積金規定新旧対照表

改定前	改定後
<p>5. (給付補てん金等の計算)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>① この積金の契約期間中に証書または通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日)までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>② <u>当組合がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときおよび第14条第3項の規定より解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</u></p> <p>③ この計算の単位は100円とします。</p>	<p>5. (給付補てん金等の計算)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>① この積金の契約期間中に証書または通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日)までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>② <u>この積金を第13条第1項により満期日前の解約をするときおよび「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</u></p> <p>③ この計算の単位は100円とします。</p>
<p>9. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p>	<p>9. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。<u>また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2) ~ (5) (略)</p>
<p><u>14. (解約等)</u> <u>(新設)</u></p>	<p><u>13. (解約等)</u> <u>(1) この積金は、当組合がやむを得</u></p>

<p>(1) この積金を解約するときは、証書によるものは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。通帳によるものは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p><b><u>(3) 次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当組合は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></b></p> <p>① <b><u>預金者がこの積金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をし</u></b></p>	<p><b><u>ないと認める場合を除き満期日前に解約をすることはできません。</u></b></p> <p>(2) この積金を解約するときは、証書によるものは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。通帳によるものは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p><b><u>(反社会的勢力の排除に係る規定へ移設)</u></b></p>
---	--

<p>たことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任をこえた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは</p>	
---	--

<p>威力を用いて当組合の信用を毀損し、 または当組合の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (新設)</p>	<p>(4) 前第3項により、この積金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書または通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合は、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>
<p>(新設)</p>	<p>16. (準拠法・合意管轄) (1) 本規定にもとづく諸取引の契約準拠法は日本法とします。 (2) この規定にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当組合の本店または支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p>
<p>(新設)</p>	<p>17. (規定の適用) この積金、本規定のほか、「反社会的勢力の排除に係る規定」が適用されます。</p>
<p>(新設)</p>	<p>18. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>